

# 大阪市エリアマネジメント活動促進制度活用ガイドライン

平成 27 年4月

大阪市 都市計画局



## 本ガイドラインについて

エリアマネジメントとは、地域（エリア）における公共的な空間などのまちの質を高め、それを持続的に維持・発展させていくための地域の市民、民間事業者等の主体的な取組みを言います。

昨今の成熟都市の時代にあって、エリアマネジメントが求められる背景には、次のようなことがあるとされています。

【環境や安全・安心への関心の高まり】

【既存ストックの有効活用など、維持管理・運営の必要性】

【地域間競争の進行に伴う地域の魅力づくりの必要性】

エリアマネジメントは、まちづくりの一種ではありますが、上記の背景のもと、特に道路などの公共的な空間の質の高い整備・管理、及び活用に、地域の民間主体が参画することを重視する点に特徴があります。

しかし、道路等の公共施設は、法制度的に行政が整備・管理することが基本となっており、その整備や管理に民間が参加すること、さらに民間がその空間を活用することには、制約があります。また、民間が管理等に参画する場合、その活動の継続性の裏付けも必要です。

このため、エリアマネジメント活動を促進していくためには、道路等の公共施設の管理等への民間参画をし易くするよう、法制度的なルールを設けることが必要となります。

大阪市では、こうしたエリアマネジメント活動を促進するため、平成 26 年 3 月に、「大阪市エリアマネジメント活動促進条例」を制定、公布しました。

本ガイドラインは、条例に基づくエリアマネジメント制度の活用促進のため、制度の概要と制度活用のための手続き等の概要をまとめたものです。

平成 27 年 4 月

大阪市都市計画局

# 目 次

1. エリアマネジメントの概要	1
1.1 エリアマネジメント活動とは	1
1.2 エリアマネジメント活動のテーマ	2
2. エリアマネジメント活動促進制度の概要	4
2.1 制度の目的、意義	4
2.2 制度の概要	5
2.3 制度活用のメリット	9
2.4 制度活用に係る手続きフロー	10
3. 制度活用のために必要な計画・協定等の説明	11
3.1 必要な計画・協定等の関係	11
3.2 都市再生推進法人	12
3.3 地区計画	14
3.4 都市再生整備計画	16
3.5 都市利便増進協定	20
3.6 地区運営計画、年度計画	25
3.7 地区運営計画説明書	29
4. 活動開始後の進行管理等	31
4.1 補助金の交付申請と精算	31
4.2 活動の成果報告	32
4.3 事業期間途中での計画変更等	33
参考	
参考-1 大阪市エリアマネジメント活動促進条例、規則等一式	36
参考-2 大阪市都市計画提案制度手続要綱	90
参考-3 関係法令の条文抜粋	108

# 1. エリアマネジメントの概要

## 1.1 エリアマネジメント活動とは

- エリアマネジメントは、まちづくり活動の一種であり、次のように定義されます。
- 「市民、事業者、土地又は建物の所有者等（以下「市民等」という）による主体的なまちづくりの推進を図る活動」（大阪市エリアマネジメント活動促進条例第1条より）
- まちづくり活動の一種ですが、次のような特徴を持つものを、特にエリアマネジメントと呼びます。
- ①「エリア」という言葉が付いているように、一定の区域（エリア）を対象とすること
  - ②「マネジメント」という言葉が付いているように、公共的な空間の維持管理等、まちの環境の運営を持続的に行うこと
  - ③エリアの市民等が連携して主体的に活動を行えるような、シッカリした組織体制を持つこと
  - ④公共空間の維持管理等行政権限に係る活動にも民間団体が参画する、官民連携の活動であること
- なお、エリアマネジメントの概念は幅広いものであり住宅市街地も対象に含まれますが、市民、事業者、土地又は建物の所有者等といった多様な主体が参加するという特徴から、都心部等の商業業務地区を対象とする活動を指すものと理解される場合もあります。

### （解説）

エリアマネジメントの一般的な概念は、国土交通省土地・水資源局「エリアマネジメント推進マニュアル」（平成20年3月）によれば、「地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み」と定義されており、次のような特徴を持つものとしています。

特徴1：「つくること」だけでなく「育てること」

特徴2：行政主導ではなく、住民・事業主・地権者等が主体的に進めること

特徴3：多くの住民・事業主・地権者等が関わりあいながら進めること

特徴4：一定のエリアを対象にしていること

つまり、「まちの創造だけでなく、事後のまちの維持・運営（マネジメント）を重視すること」、「地域の民間主体が中心となった官民連携の取組みであること」、「地域で多様な主体が参加すること（そのためのシッカリした組織体制があること）」、「一定の区域における取組みであること」が、エリアマネジメントの特徴です。

上記の一般的な特徴に加え、市条例に基づくエリアマネジメント活動は、活動の継続性を強化するための組織体制や財源確保方策を制度的に盛り込んでいることから、次の特徴も持つものとなります。

特徴5：活動の中心となるエリアマネジメント団体が法的な位置づけを有していること

特徴6：持続的な活動のための安定した活動財源確保方策を持っていること

このような特徴を持つエリアマネジメント活動とその促進のための制度は、アメリカやイギリスなど世界の国・都市に広がっており、国や都市の特性によって活動内容や制度に違いはありますが、世界で約2,000以上の地区でエリアマネジメント活動が行われていると言われています。

注）2,000地区：Business Improvement District（略してBID。訳すと「都心環境改善地区」）と呼ばれる制度を活用している地区

## 1.2 エリアマネジメント活動のテーマ

- エリアマネジメント活動は、地域の良好な環境や地域の価値の維持・向上を図るための当該地域の市民等による連携的な取り組みであり、その活動がもたらす地域の良好な環境形成等の効果は地域内に止まらず、都市の魅力向上に寄与するという、公共・公益性を持っています。
- また、民間主体が公共空間の維持管理等に参画することは、行政ではできない質の高い公共空間の創造に繋がることから、公共・公益性を持つものと言えます。
- この「エリアマネジメント活動が持つ公共・公益性を持つテーマ」は、次のように想定されます。
- ①公共空間の質・利便性の改善とその維持
  - ②来街者対策を重視した地域防災力の向上
  - ③低炭素都市づくりの推進
  - ④地域集客力の向上と地域経済の活性化
- (4つのテーマの出所：大阪版 BID 制度検討会第1回（平成25年8月9日）資料)

### (解説)

上記の4つの活動テーマは以下のように捉えられます。

#### ①公共空間の質・利便性の改善とその維持

- ・道路等の公共空間は、地域の市民等や来街者が共有する空間ですが、その整備・管理は、基本的に行政の権限に属するものです。しかし、行政による公共空間の整備・管理は、ある地域から質の高い空間創出と管理の要望があっても、行政区域内の他の地域と差を付けたような質の高い整備・管理は行いづらい実態があります。
- ・これに対し、地域の地権者等が設立した民間まちづくり団体が主体となって、地域が自ら望む質の高い公共空間の整備・管理を行うというのが、この1点目のテーマです。
- ・アメリカ等の都市で普及している BID 制度は、この考え方が原点にあります。アメリカ等では、1960年代から都心部等での街頭犯罪の多発、歩道等でのごみの散乱などの荒廃が進行し、その結果都心部から企業や住民が流出する事態に見舞われました。財政力も低下したため、この荒廃状況に行政が十分対応できないという悪循環が生じました。この状況に対する地域の民間企業等による自主防衛策として、BID 制度が誕生したという経緯があります。この経緯からアメリカ等の制度では、民間 BID 団体に、公共空間管理への参加権を法的に与えています。
- ・わが国の場合も、平成24年7月施行の都市再生特別措置法の改正で「特例道路占用制度」「都市利便増進協定制」が創設されるなど、エリアマネジメント団体が公共空間の維持管理に参画できる仕組みが強化されてきています。大阪市エリアマネジメント活動推進制度は、こうした国による規制緩和を活用しようとするものです。

#### ②来街者対策を重視した地域防災力の向上

- ・わが国の都市は、幸いにもかつてのアメリカ等の都市のような都心部等の荒廃状況には至っていません。このため、アメリカ等と違い、民間の立地企業等から見てエリアマネジメントに参加する動機が弱いのではないかという意見があります。これに対し、わが国特有とも言える都市リスク

である大規模災害への備えが、わが国の都心部等でのエリアマネジメントの主要な動機になるのではないかとされています（注）。

注）たとえば、関西経済連合会都市創造・観光委員会関西都市圏における都市施策研究会「リージョン・コアのまちづくり推進に向けて～企業参加のための仕組み“K-BID”の提案～」(2012年4月)

- ・都心部等には、大阪都市圏の経済を牽引している業務・商業等の機能が集積しており、大規模災害があってもその機能が維持できるかが都市圏経済の消長に直結します。また、昼間の時間帯には夜間人口をはるかに上回る量の昼間人口（従業者、業務・買い物等での来訪者）が滞在していますが、これら昼間人口の多くは大規模災害時には帰宅困難者となります。この問題は、平成23年3月の東日本大震災の際に東京都心で発生した混乱の経験から、企業等も強く課題認識を持ったものです。
- ・このように、都心部等での地域防災力向上への取組みは、エリアマネジメントの重要なテーマとなるものであり、国においても上記の「都市利便増進協定制度」の協定対象施設に防災施設を含めるなど、制度的に対応も行っています。

### ③低炭素都市づくりの推進

- ・地球温暖化問題は世界的な課題になっています。地球温暖化を抑制するための低炭素化の取組みは、地球レベル、国レベル、都市レベルに加え、地域レベルでも取組んでいく必要があります。そうした取組みは、公共・公益性を持つ活動と言えます。
- ・地域でできる低炭素化の取組みは、最近各地で実施されている「打ち水」運動などの地道なものから、化石燃料を使う自動車利用の抑制を図るような活動（EV車の普及、公共交通の活用促進等）、さらにスマートコミュニティなどの省エネルギーに関する活動も含まれます。

### ④地域集客力の向上と地域経済の活性化

- ・地域におけるエリアマネジメント活動に関する強い動機の一つに、プロモーション活動を地域連携で行い、地区の知名度の向上によるテナント立地や集客力の向上をめざすことがあります。都心部等の地域集客力の向上は、周辺地域やその都市全体の経済活性化に波及効果をもたらすものですので、その効果をもたらす活動は公共・公益性を持つものと言えます。
- ・ただし、集客力の向上は当該地区の民間事業者等に直接的に便益をもたらすものでもありませんので、私益又は公益性の強いプロモーション活動と、エリアマネジメントとしての公共・公益性を持つ活動とは、一線を画すべきと考えます。この公共・公益性を持つ活動は、次のようなものと想定されます。

- 1) エリアマネジメント団体が行う、地域協働の地域プロモーション、公共的あるいは社会的プロモーション等の活動
- 2) 地域が共有する公共的空間を活用した非収益型の集客事業
- 3) 収益性を持つ事業だが、他の非収益型のエリアマネジメント活動実施にその利益が充当される集客事業

## 2. エリアマネジメント活動促進制度の概要

### 2.1 制度の目的、意義

- 本制度は、大阪市エリアマネジメント活動促進条例に基づき創設された制度です。
- 本条例の目的は、第1条で「エリアマネジメント活動※に関する計画の認定、当該計画の実施に要する費用の交付等に関する事項を定めることにより、市民等の発意と創意工夫を活かした質の高い公共的空間の創出及び維持発展を促進し、もって都市の魅力の向上に資することを目的とする」ものとしています。
- ※市民、事業者、土地又は建物の所有者等（以下「市民等」という）による主体的なまちづくりの推進を図る活動をいう。

#### （解説）

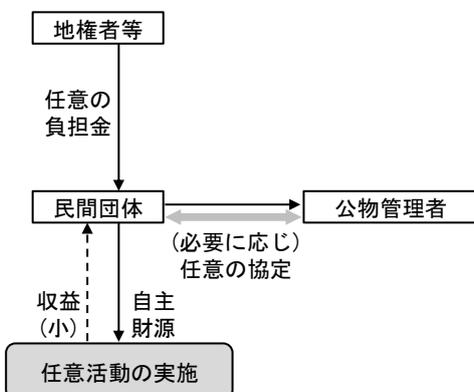
従来の民間まちづくり活動は、活動の中心となるまちづくり団体の性格や、活動の内容・活動資金の調達方法等が任意性の強いものであり、その結果、活動の持続性への保証が弱いことや公共空間の維持管理への参画等への制約が強いことなどの問題があります。

この問題点を踏まえ、本制度は、国の法律に基づく諸制度を条例においてパッケージ的に組合せることにより、任意性の強い従来の民間まちづくり活動よりも、より安定的で持続性のあるエリアマネジメント活動を行えるようにしたものです。

特に、次の点が本制度の特徴です。

- ①法的な位置づけを持ち、公益性のある民間団体をエリアマネジメント活動の主体として指定  
＝都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人制度を活用
- ②公権力によって安定的に徴収する財源で、民間団体による道路等の公共空間での継続的で自由度の高い活動や質の高い維持管理が可能  
＝地方自治法の分担金制度を活用し、大阪市が徴収した分担金を活動財源として団体に交付
- ③公共空間を活用した収益事業への規制緩和等により、民間団体の自主財源確保の工夫余地を拡大  
＝たとえば、道路空間を活用したオープンカフェ事業や広告事業など

#### <従来の民間団体の活動イメージ>



#### <エリアマネジメント活動促進制度によるエリアマネジメント>

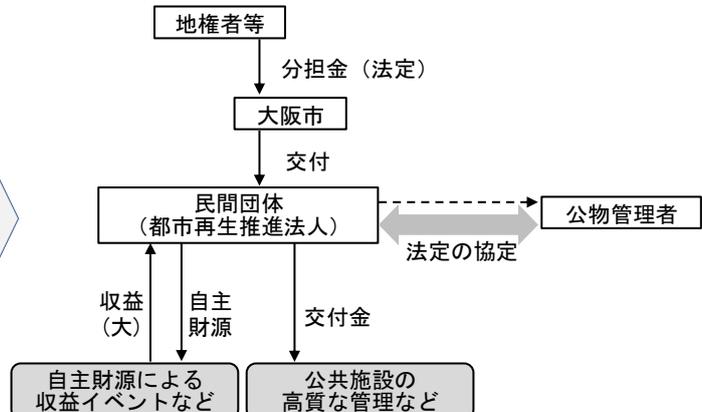


図 2.1 従来の民間まちづくりと本制度によるエリアマネジメントとの比較

## 2.2 制度の概要

### (1) 制度の構成

○条例に基づくエリアマネジメント活動促進事業は、都市計画法、都市再生特別措置法、地方自治法で定める制度の活用等により、次のように構成されています。

#### 【エリアマネジメント団体】

- ・都市再生推進法人を設立し、同法人が以下の計画等の作成・地域での合意形成のコーディネート・計画等の作成及び市への提案を行うとともに、事後の活動・事業の主体となります。

#### 【地区の決定、まちづくり方針等の決定】

- ・活動区域やまちづくりの方針等は、地区計画、都市再生整備計画で定めます。

#### 【エリアマネジメント活動で実施する事業の決定】

- ・実施する公共空間の整備・管理・活用（道路占用等の特例措置も含む）等の事業、都市利便増進協定に係る基本的事項、事業期間等を都市再生整備計画で定めます。

#### 【実施事業の地域での費用負担、管理体制等の関係者の役割分担の合意形成と決定】

- ・都市再生推進法人、地域の地権者や公物管理者等が締結する都市利便増進協定で合意形成を行います。

#### 【事業の収支計画、分担金対象事業、分担金の徴収基準と金額等の事業計画の決定】

- ・都市再生推進法人がこれらの内容を含む整備等実施期間における地区運営計画を作成・申請し、市の認定を受けます。  
 （なお、整備等実施期間は、当初設立時は5年以内、継続する場合は7年以内です。）
- ・分担金に係る事項を地区ごとの分担金の徴収に関する条例で定めます。分担金徴収は、市が行います。
- ・地区運営計画を踏まえた翌年度の年度計画を策定・申請します。年度計画は、実施期間中は毎年作成が必要です。

### (解説)

個々の制度等の概要は、3章に示しますが、関連法令等を以下の一覧表に示します。

制度等	国の法令	条例関連
都市再生推進法人	都市再生特別措置法 118 条	条例 2 条 1 項。指定手続きは「大阪市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱」
地区計画	都市計画法 12 条の 4	条例 2 条 1 項
都市再生整備計画	都市再生特別措置法 46 条	条例 2 条 1 項
都市利便増進協定 (都市利便増進施設、その種類)	都市再生特別措置法 74 条 (同法 46 条 13 項、施行規則 12 条の 2)	認定手続きは「大阪市都市利便増進協定認定要領」
地区運営計画 (実施期間中の収支計画等)		条例 2 条(地区運営計画の認定)、施行規則 2 条(地区運営計画の認定申請)
年度計画 (翌年度の収支計画等)		条例 5 条(年度計画の認定)、施行規則 6 条(年度計画の認定申請)
分担金条例	地方自治法 224 条	条例第 6 条

注) 都市利便増進施設は、都市利便増進協定で一体的な整備又は管理の目的となる公共施設等。次ページ(2)参照。

## (2) 制度の核となる事業と区域設定

- 本制度は、2.1「条例の目的」に示したように、エリアマネジメント活動の中でも、「質の高い公共的空間の創出及び維持発展」に市民等の民間主体が参画できることを、特に重視しています。
- この狙いから、本制度は、都市再生特別措置法の「都市利便増進協定制」を活用することを根幹としています（条例2条1項）。
- この「都市利便増進協定制」は、対象となる道路等の公共施設管理者（国、都道府県、市町村）と、その施設の管理等にあたる都市再生推進法人（その公共施設に接する民地の所有者等で構成する民間まちづくり団体）などが協定を結び、施設の整備・管理のルールを定めるものです。
- ※この協定において一体的な整備又は管理の目的となる施設（地域の利便増進に資する施設。営利を目的とするか否かは問わない）を「都市利便増進施設」と呼びます。同施設の種類や性質は都市再生特別措置法施行規則で定められています。
- ※道路等の公共施設内にある施設でなく、民地内の公共的空間（公開空地等）に設ける施設であっても、都市利便増進協定の対象とすることができます。
- また、本条例独自の仕組みとして、公共施設等（都市利便増進施設）の一体的な整備又は管理に充てる財源を安定的に確保するため、地方自治法に基づく「分担金」を市が徴収し、エリアマネジメント団体に補助金として交付することができます。
- 本制度を適用する場合、都市利便増進協定の締結区域は、以下の要件を満たすことが必要です。
- ①複数の地権者等により構成されている区域であること
  - ②連たんした区域であること
  - ③概ね3ha以上の区域であることが望ましい

### （解説）

以上のように、いくつかの制度を組合せている関係で、本条例に基づく活動対象の区域は、次の二つを設定する必要があります。

- ①地区計画、都市再生整備計画の区域：活動の中心となる道路等の公共空間を含み、道路等の明確な地物で区切られた、一定のまとまりを持った区域
- ②都市利便増進協定、分担金徴収の区域：活動の中心となる公共空間に接し、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理により直接的に受益を受ける地権者等の敷地を連担させた区域

なお、①の区域と②の区域は同じになることが望ましいですが、①の区域が②の区域より広がってもかまいません。

また、エリアマネジメントの特徴として、多くの住民・事業主・地権者等が関わりあいながら進めることが挙げられる（1ページ参照）ことなどから、②の区域としては、概ね3ha以上であることが望ましく、原則として複数の地権者等で構成されていることや、連たんした区域であることといった要件を満たす必要があると考えられます。地区の状況等に応じて市の担当者と協議してください。

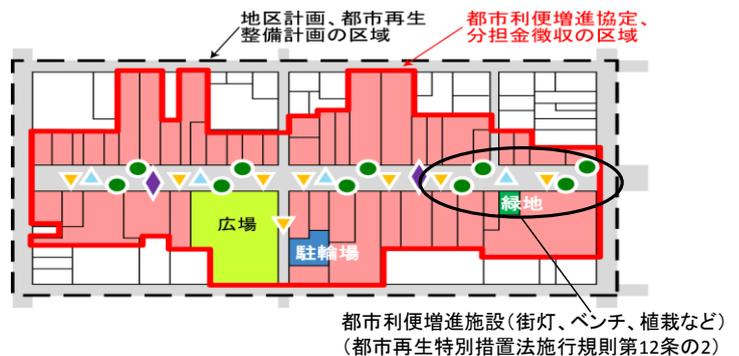


図 2.2 活動対象地区の区域設定イメージ

### (3) 分担金の徴収と補助金の交付

- 本制度では、地方自治法に基づく分担金制度を活用し、エリアマネジメント活動の財源の一部に充てる費用を市が地権者等から分担金として徴収し、都市再生推進法人へ補助金として交付を行うこととしています。
- 分担金は、地方自治法 224 条で、「普通地方公共団体は、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、分担金を徴収することができる」と定めるもので、税金ではありませんが、税金と同等の強制力を持つ制度です。この制度を活用することにより、エリアマネジメント活動のための財源の安定化が図られることが期待されます。
- 分担金の負担者及び用途は、次の通りです。
- ①都市利便増進施設の一体的な整備又は管理により特に利益を受ける地権者等から徴収する  
※「特に利益を受ける」範囲は、都市利便増進協定の区域
  - ②分担金の交付対象は、都市利便増進施設の質の高い整備又は維持管理であって、公共性があり、分担金負担者への直接的な受益につながる事業。
- 分担金の徴収・交付額、及び各地権者等の負担額は、市が地区別に制定する分担金条例に基づき定めることとなります。

#### (解説)

分担金は、最終的には市が定める分担金条例に規定することになりますが、分担金の用途と事業予算額の案は、都市再生推進法人が作成する地区運営計画に記載して市に認可申請をして頂きます。分担金の割当方法の案については、地区運営計画とあわせて提出していただく、「説明書」の中に記載する必要があります。

分担金の割当方法は、地域の特性によって異なることも想定されますが、基本的には受益との関係からの公平性、根拠の明確性が重要です。たとえば次のような方法の検討が必要です。

按分 基準	土地面積による比例按分	・根拠は明確。土地面積と容積率の積によることも考えられる。
	延床面積による比例按分	・根拠は上記同様明確。公平性が確保し易い。
	頭割りによる均等金額	・ビル等の大小があまりない場合には考えられる方法
例外 処理	小規模地権者等の扱い	・小規模な地権者等は、負担を低減・免除するか
	未利用地の扱い	・未利用地を持つ地権者等に負担を求めるか。求める場合、どのような負担基準とするか
	ビル等の業態の扱い	・商業ビルとオフィスビルで基準を変えるか
	住宅の扱い	・住宅からも徴収するか、徴収する場合その基準をどうするか

#### (4) 地域における合意形成

- 市が法的に強制力を持つ分担金の徴収・交付を行うためには、実施する事業、その財源の一部となる分担金の徴収及びその対象者等に、地域の地権者等が合意していることが必須条件です。
- この合意形成は、本制度の適用に向けた手続きを開始するまでに行われていることが必要です。

#### (解説)

本制度を活用するためには、①都市再生推進法人の設立、②地区計画の提案及び策定、③都市再生整備計画の提案及び策定、④都市利便増進協定の締結、⑤地区運営計画の作成のそれぞれの場面で、エリアマネジメントを実施する法人や地権者等の間で合意形成を図りつつ手続きを進める必要があります。

特に④については、都市再生推進法人や土地所有者等の間において、実際に行うエリアマネジメント活動のメニューや役割分担、分担金の対象とする事業及びその徴収対象者等について協定書を取り交わすこととなるため、この時点までにこれらの内容等について具体的な合意形成が必要となります。

一方で、都市利便増進協定として合意を取り交わすタイミングは、①～③の後ではありますが、実際に本制度を活用しようとする、①～③の内容は④の内容を見据えたものである必要があるため、本制度適用のための手続きを開始するまでに、あらかじめ本制度適用地区内の土地所有者等について合意形成をしておく必要があります。

②の地区計画の提案を行うにあたっては、法律上3分の2以上の土地所有者等<sup>※1</sup>の同意を得る必要があります。

また、④の都市利便増進協定については、法律上、締結範囲内の土地所有者等<sup>※2</sup>の相当数の合意を得ておく必要があります。

#### ○分担金負担者について…

本制度を適用すると、その地区内の土地所有者等に対し分担金を課すこととなります。分担金については税と同等の強制的な権限が認められているため、本制度を適用したエリアマネジメントに合意していない土地所有者等からも強制的に負担を求めることができることとなりますが、こうした強制的な徴収を避けるためにも、本制度適用地区内の土地所有者等のうち、分担金負担者については、全員の合意を得ておく必要があります。

#### ○分担金非負担者について…

本制度適用地区内で実施する事業による受益はないものの、影響は受けると考えられるため、分担金非負担者（土地所有者）については、一定数以上<sup>※3</sup>の合意を得ておく必要があります。

※1 土地所有者等（都市計画法第21条の2）

当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者

※2 土地所有者等（都市再生特別措置法第74条）

土地の所有者若しくは借地権等を有する者（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者）若しくは当該区域内の建築物の所有者

※3 一定数以上

原則として、分担金非負担者の3分の2以上とし、地域の実情や活動内容等に応じ、個別協議により決定する。

## 2.3 制度活用のメリット

○本制度を活用することによるメリットは、以下の通りです。

### 【①まちづくり団体のステータスの向上】

- ・都市再生推進法人という法的位置づけを持ち、都市再生整備計画等の提案、都市利便増進協定への参加等も行える団体がまちづくりを牽引できます。

### 【②公物管理等の特例的な規制緩和の享受】

- ・都市再生特別措置法に基づく道路占用特例等の規制緩和制度が活用できます。また市独自の規制緩和も受けられます。

### 【③安定した活動財源の確保】

- ・分担金の交付を受けることにより、最長5年間（継続する場合は最長7年間）の公物管理に係る基礎的な財源は確保できます。また、規制緩和により公共的空間を活用した収益事業が可能となり、その利益を活動財源とすることができます。

（解説）

規制緩和及びそれに伴う活動財源拡充に関しては、現時点で次のものが可能、もしくは検討中です。市独自の規制緩和については、今後本制度の活用意向のある地区の状況を見ながら、拡充を検討していく予定です。

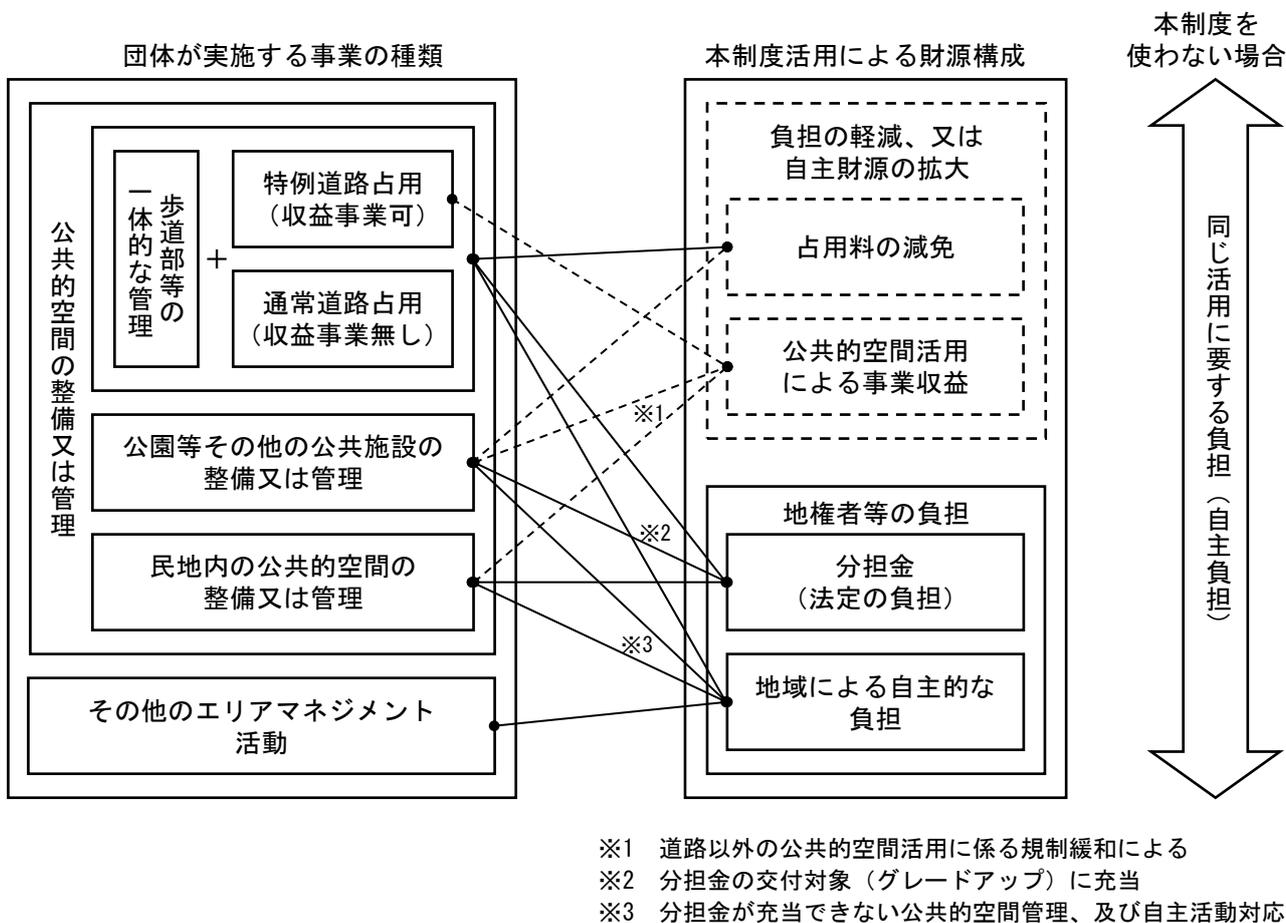


図 2.3 本制度活用による財源イメージ

## 2.4 制度活用に係る手続きフロー

○本制度活用のための手続き（計画書等の作成・提案）の流れは、下図の通りです。ここで、

- ・法人格を持つまちづくり団体を設立し、都市再生推進法人の指定を受けることが、スタートです。
- ・以降のスケジュールは、各種計画書の作成、申請又は提案と認定等の手順を必要としますので、余裕を持って設定することが必要です。

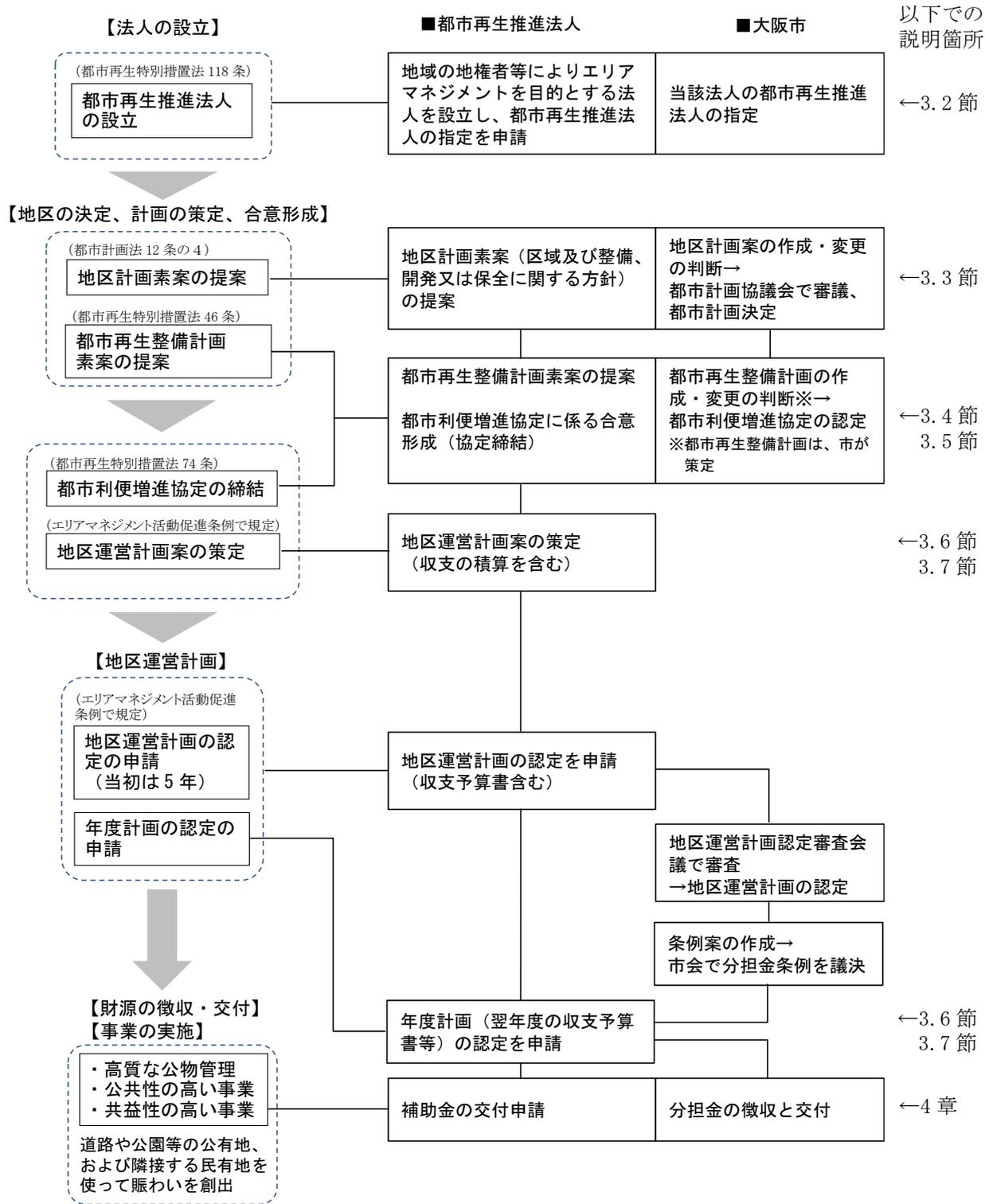


図 2.4 制度活用に係る手続きフロー